

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成28年12月9日(金)  
午前9時～  
場 所 第1委員会室

## 審査内容

- 1 議案第126号 山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について（農業委員会）
- 2 議案第106号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について（農林水産課）
- 3 議案第107号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 4 議案第108号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 5 議案第124号 山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について（土木課）
- 6 議案第102号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について（都市計画課）
- 7 所管事務調査 厚狭駅南部地区まちづくり基本計画（案）について  
(都市計画課)
- 8 議案第127号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道局）
- 9 閉会中の継続調査事項について

# 【参考資料】

## 農業委員会制度の改革

### 1 農業委員会法の改正

#### 【改正の目的】

農業委員会が、その主たる使命である、**農地利用の最適化**（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする。

#### 【改正の内容】

##### 農業委員会業務の重点化

農業委員会の必須業務として、農地利用の最適化の推進を明確に位置付け

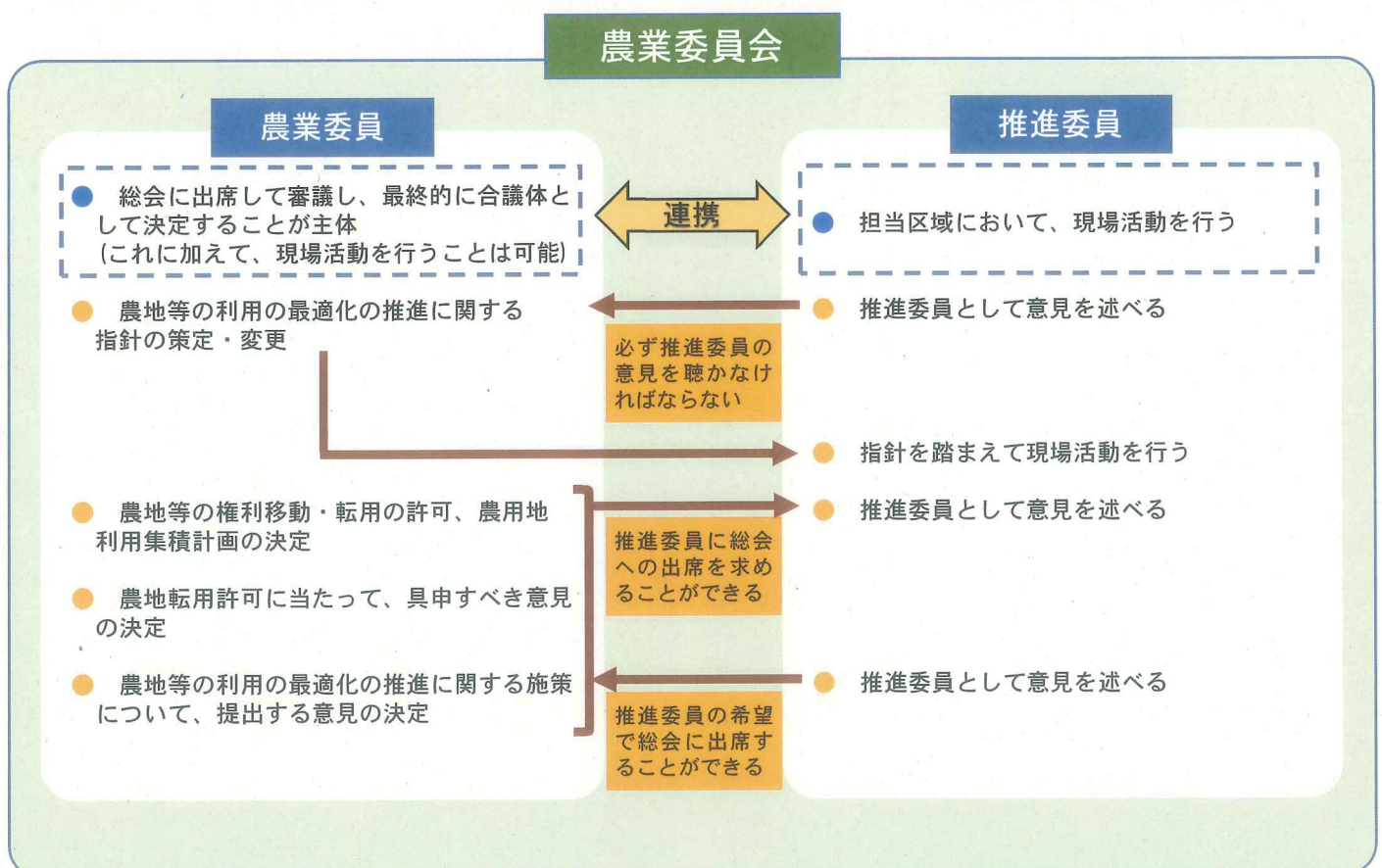
##### 農業委員の選出方法の変更

地域農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更

##### 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

### 2 農業委員と農地利用最適化推進委員





※ 政令による定数上限の設定

### 3 山陽小野田市農業委員会の主な変更点

<改正前>		<改正後>	
農業委員		農業委員	農地利用最適化推進委員
主な役割	農地の権利移動・転用の許可等の委員会での意思決定、農地パトロールなどの現場活動等	農地の権利移動・転用の許可等の委員会での意思決定	農地パトロール等の現場活動
選出方法	公選制 選任制(議会・団体推薦)	推薦・募集による市長の任命制 (市議会の同意が必要)	推薦・募集による農業委員会の委嘱制
定数(※)	25人	14人	14人
内訳	公選 20人 選任 5人		
報酬(月額)	○会長 44,000円/月 ○職務代理者 35,500円/月 ○委員 33,000円/月	○会長 44,000円/月 ○職務代理者 35,500円/月 ○委員 33,000円/月	○委員 33,000円/月

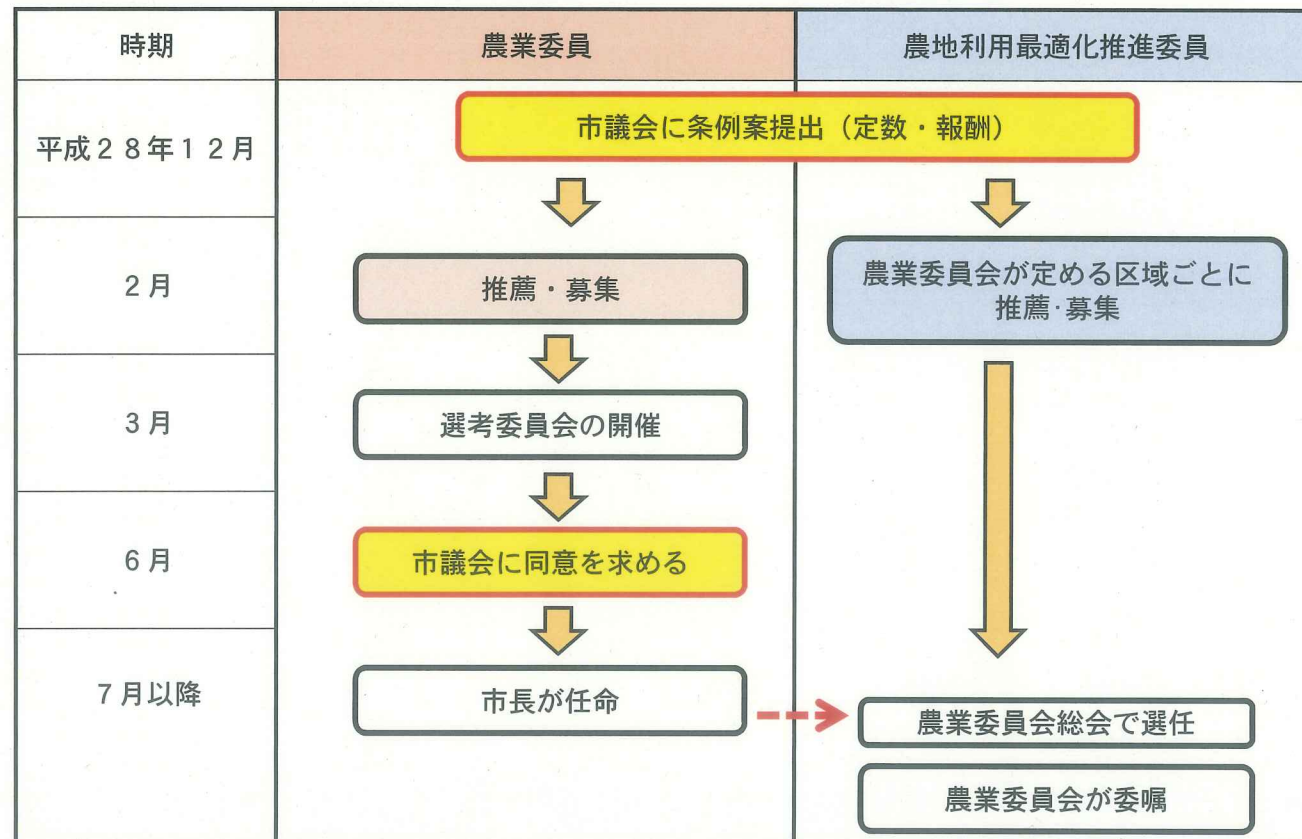
#### ○農業委員(施行令第5条)

区分	遊休農地率 1%以下	かつ	
		農地集積率 70%以上	
	該当	非該当	
1 (1) 農業者数 1,100人以下 又は (2) 農地面積 1,300ha以下	27人	14人	(山陽小野田市) ① 923人
2 1及び3以外	37人	19人	② 1,440ha
3 (1) 農業者数 6,000人超 又は (2) 農地面積 5,000ha超	47人	24人	
	(山陽小野田市) 5.36%	26.3%	

#### 【任命する際の要件】

- 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから任命し、
- (ア) 認定農業者が委員の過半数を占める (8人以上)
  - (イ) 農業委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者を含む (1人以上)
  - (ウ) 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する

### 4 選任までの流れ



#### ○農地利用最適化推進委員(施行令第8条)

定数の考え方 = 農地面積100ヘクタールに1人(端数切り上げ)以下

(山陽小野田市)

農地面積 1,440ha

15人以下

14人

農地利用最適化推進委員担当区域

区域名	区 域
第 1 区	有帆小学校区、高千帆小学校区全域
第 2 区	高泊小学校区のうち南高泊、浜、郷、大塚、神帆、烏帽子岩、緑ヶ丘地区
第 3 区	高泊校小学校区のうち後潟、高浜、船越、青葉台地区
第 4 区	小野田小学校区、須恵小学校区、赤崎小学校区、本山小学校区全域
第 5 区	厚狭小学校区のうち川上、湯の峠、赤川、柳瀬、福正寺、沓山田地区
第 6 区	厚狭小学校区のうち平沼田、靱の木、高の巣、森広、石束、不動寺原、今市、厚狭緑ヶ丘、緑ヶ原団地、成松、加藤、西善寺地区
第 7 区	厚狭小学校区のうち鴨庄、西寄、西山、陽光台、鋳物師屋、野田千町、天満町、常盤町、寝太郎町地区
第 8 区	厚狭小学校区のうち本町、殿町、貴船町、殿町社宅、野中、杣尻、末益、広瀬、西下津、東下津、迫山、大谷、火薬町地区
第 9 区	出合小学校区のうち大字山川地区
第 10 区	出合小学校区のうち大字山野井地区
第 11 区	厚陽小学校区全域
第 12 区	津布田小学校区全域
第 13 区	埴生小学校区のうち上市、下市、大喜園、みゆき、本町、上中、浜崎、東側、西側、前場団地、正寺、角野、糸根、糸根ヶ丘、江尻、大木、小埴生、南傍示（王喜干拓王喜工区）、赤子寝（王喜干拓埴生工区）地区
第 14 区	埴生小学校区のうち大字福田及び大持、吉田地、坂本、畑田地区





# 農地利用最適化推進委員担当区域





## 厚狭駅南部地区まちづくり基本計画（案）

---



平成28年 月

山陽小野田市

## 目 次

第1章 基本計画の目的と位置づけ	1
1-1 基本計画の目的	1
1-2 基本計画の位置づけ	1
1-3 基本計画の計画範囲	2
第2章 厚狭駅南部地区の現状と課題	3
2-1 現状と課題	3
第3章 まちづくり方針に基づく施策展開の方向性	4
3-1 生活空間としての魅力づくり	4
3-2 多世代間の交流やコミュニティの醸成	6
3-3 活力とにぎわいづくり	6
3-4 施策方針図	7
第4章 厚狭駅南部モデル地区の取組方針	8
4-1 モデル地区の範囲	8
4-2 モデル事業の取組方針	8
4-3 具体的な取組	9
4-4 具体的な取組概要図	13

## 第1章 基本計画の目的と位置づけ

### 1-1 基本計画の目的

山陽小野田市では、山口県が創設した「コンパクトなまちづくりモデル事業」のモデル地区として採択されたことを契機に、厚狭駅周辺でコンパクトなまちづくりに向けた取組を行っていくため、山口県と協働して平成27年3月に「厚狭駅周辺まちづくり構想（以下、構想）」を策定しました。

「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画（以下、基本計画）」は、構想に基づき、厚狭駅南部地区においてモデル事業の趣旨である「子どもからお年寄りまで、誰もが安心して住み続けられる住みよいまちづくり」を計画的に進めることを目的としています。

### 1-2 基本計画の位置づけ

基本計画は、構想に掲げたまちづくり方針である「生活空間としての魅力づくり」「多世代間の交流やコミュニティの醸成」「活力とにぎわいづくり」に、厚狭駅南部地区まちづくり推進協議会の意見を踏まえた上で施策の目的や方針を示すものです。

なお、まちづくりには一定の期間を要することから、今後の社会経済情勢等の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うことにより、事業の円滑な推進を図るものとします。

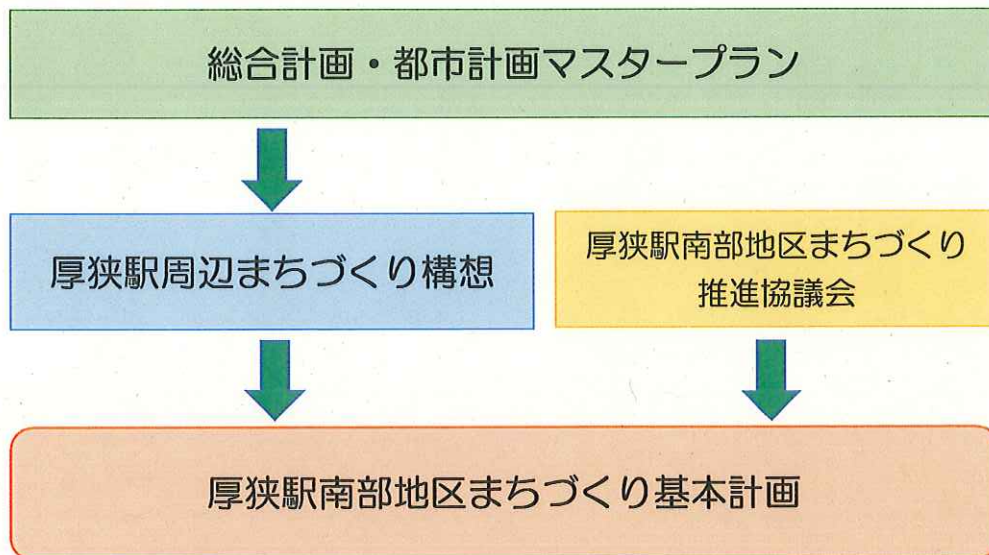


図-1 厚狭駅南部地区まちづくり基本計画の位置づけ



### 1-3 基本計画の計画範囲

基本計画における計画範囲（以下、計画地区）は、J R厚狹駅南側の土地区画整理事業で整備した区域の約21.2ha（赤線）とします。



図-2 基本計画の計画範囲



## 第2章 厚狭駅南部地区の現状と課題

### 2-1 現状と課題

J R厚狭駅周辺地区は、J R山陽本線及びJ R山陽新幹線を境に南北に分かれている現状があり、駅北部と駅南部の土地利用状況はそれぞれ次のような特徴があります。

駅北部は、J R厚狭駅を中心に古くから市街地が形成され、行政サービス施設や教育施設のほか、商店街や金融機関、医療施設などの生活利便施設が多く集積しています。

また、平成28年2月には、厚狭地区のコミュニティ交流拠点として、山陽総合事務所と厚狭公民館、厚狭図書館を併設した厚狭地区複合施設を開設したところです。

一方、駅南部は、新幹線駅設置に伴い、新市街地の形成を目的に土地区画整理事業を行い、平成24年3月に完成しました。この事業によって、駅前広場や道路、公園が整備され、住宅や商業・業務施設の受け皿となる用地が確保されています。

現在の駅南部にある公共施設としては、文化会館のみで、計画地区内は、土地区画整理事業完了後、高層住宅、一般住宅、介護老人福祉施設等が立地しているものの、未利用地が多く、市街地化が進んでいない状況です。

これは、駅南部と駅北部の既成市街地を往来する連絡機能が十分ではないことも要因のひとつです。



厚狭地区複合施設の開設

土地区画整理事業地の状況





### 第3章 まちづくり方針に基づく施策展開の方向性

構想に掲げるまちづくりの方針及び短期・中期の成長イメージに基づき、計画地区でおおむね10年で取り組むべき施策の方向性を整理します。

#### 3-1 生活空間としての魅力づくり

##### (方針1) 生活に必要な諸機能が充実した住み続けたいまち

新幹線駅に隣接しているという特性を活かし、未利用地へ良質な住宅開発を誘導し定住促進を図ります。併せて生活に必要なサービス機能の導入を促します。

また、保育施設や医療・介護施設の集積を図り、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活できる住環境の整備を進めます。

##### ①コーポラティブ住宅整備の促進

良好なコミュニティと住環境を持続・発展させるための仕組みとして、コーポラティブ方式を導入した戸建住宅を誘導します。

##### ②子育て機能の強化と公的賃貸住宅の整備

子どもから高齢者までの多世代が交流できる場所づくりを実現するため、保育施設の整備と子育て世代に配慮した公的賃貸住宅の整備について、県と市が連携して進めます。

##### ③新幹線通勤者の定住誘導

新幹線駅に近いという特性を活かし、新幹線通勤者の定住を誘導します。

##### ④商業施設の誘導

地域住民の日常的な生活を支援するサービス機能として、商業施設の誘導に努めます。

##### (方針2) 人と環境の共生する良好な住環境のあるまち

自然と調和した街並の形成とともに再生可能エネルギーの有効活用など、環境への負担を軽減し、人や自然にやさしいスマートタウンを目指します。

また、周辺河川については、防災面はもとより環境面も考慮しながら、憩いの場としての整備を図ります。

##### ⑤緑豊かな街並の形成

歩行者ネットワークの創出及び緑豊かな街並の形成を目指すため、公共施設の緑化を推進し、地域全体の創出へと促進します。

##### ⑥河川的环境整備

桜川沿線では、四季折々の花を楽しめる環境づくりを地域住民と一緒に進めます。



⑦再生可能エネルギーの有効利用

公共施設の整備にあたり、再生可能エネルギーの有効利用に努めます。また、コーポラティブ住宅への活用を促し、地域全体の広がりへと促進します。



桜川沿いの遊歩道

(方針3) 快適で便利な公共交通ネットワークとサービスの充実したまち

地域を結ぶ交通結節機能を強化し、公共交通の利用促進を図ります。

厚狭駅南北の連絡機能が強化され、一体性のあるまちづくりを進めるため、連絡通路の整備・検討を進めます。

⑧交通結節機能の強化

交通結節地点として、新幹線とJR山陽本線・美祢線の利用やバスネットワークとの連携による利便性の向上に努めます。

⑨駅南北の一体化整備の促進

歩行者の回遊性の向上と駅南北の一体化を進める南北連絡通路を検討します。また駅のバリアフリー化を進めます。



JR 厚狭駅新幹線口



### 3-2 多世代間の交流やコミュニティの醸成

#### (方針4) 世代を超えて交流できる場所づくり

子どもから高齢者まで世代を超えて交流できる場所づくりを進めます。

また、地域での助け合いや見守り活動を推進し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### ⑩多世代が交流できる場所づくりの促進

子どもから高齢者まで世代を超えて交流できる拠点施設として、さくら公園を位置づけ、公園施設の充実を図ります。



多世代交流拠点とする  
さくら公園

### 3-3 活力とにぎわいづくり

#### (方針5) 地域資源を活かしたにぎわい、楽しみ、活気にあふれたまち

歴史・文化資源などを活かし、観光や地域交流を視野に入れて多くの人が訪れる、にぎわい、活気にあふれたまちづくりを進めます。

また、寝太郎まつり、おひなさまめぐりといったイベントや「杜のまち構想」の取組を計画地区にも展開させ、まち全体を魅力的なものにする、歩いて楽しいまちづくりを推進します。

#### ⑪公共施設や未利用地の有効的活用

文化会館やさくら公園、ねたろうの里公園を活用した地域のイベントの開催を支援します。

未利用地を緑地や休憩所等として活用する地域の取組を支援します。



杜のまちの取組によるオープンスペースを利用したポケットパーク  
(駅北側商店街内)



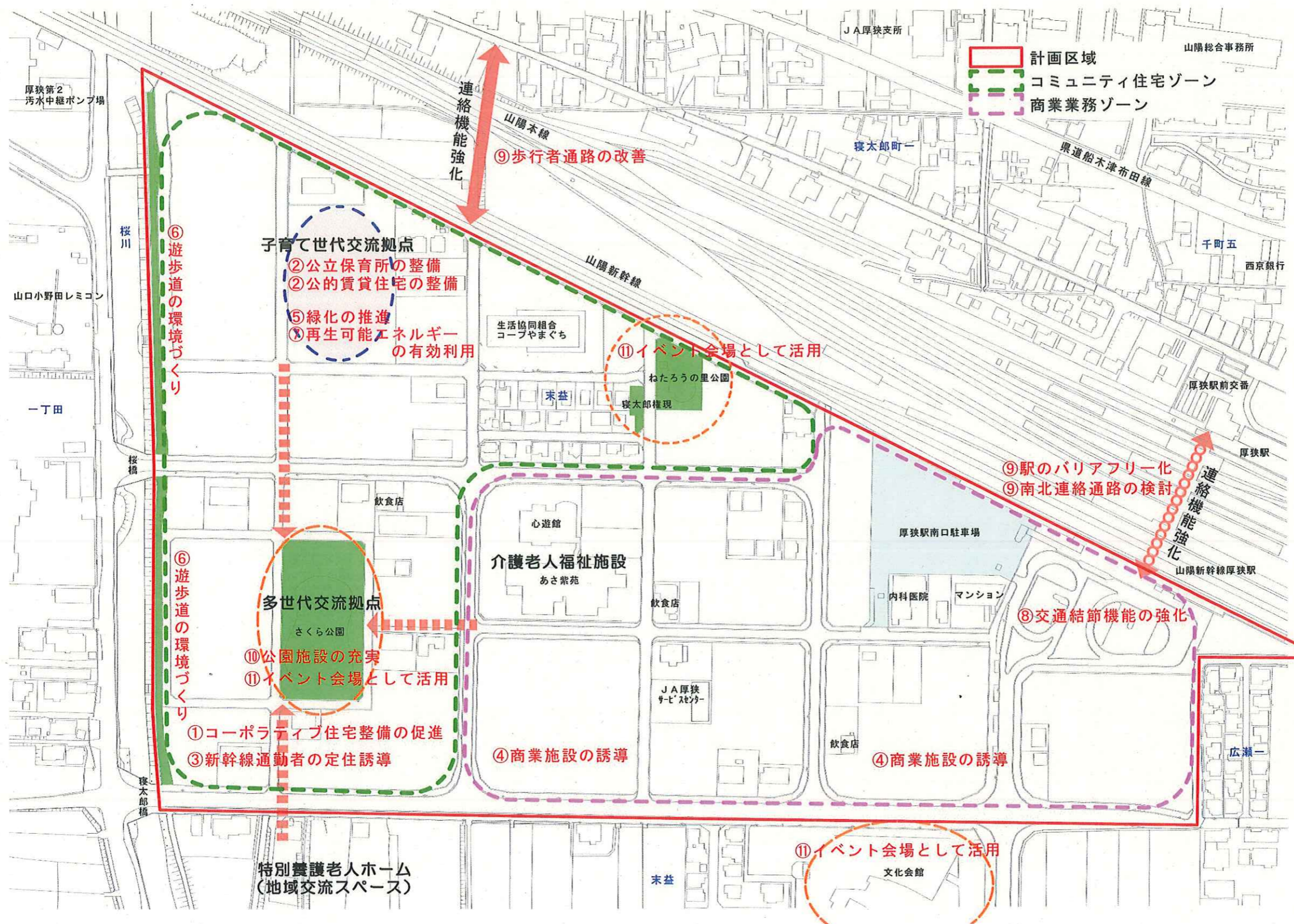


図-4 計画地区の施策方針図



## 第4章 厚狭駅南部モデル地区の取組方針

### 4-1 モデル地区の範囲

計画地区のうち西側に位置する約6.5haをモデル地区（赤線）としまちづくりを進めるうえで特に先行して取り組むべきものをモデル事業として定め、その内容を具体的に示します。

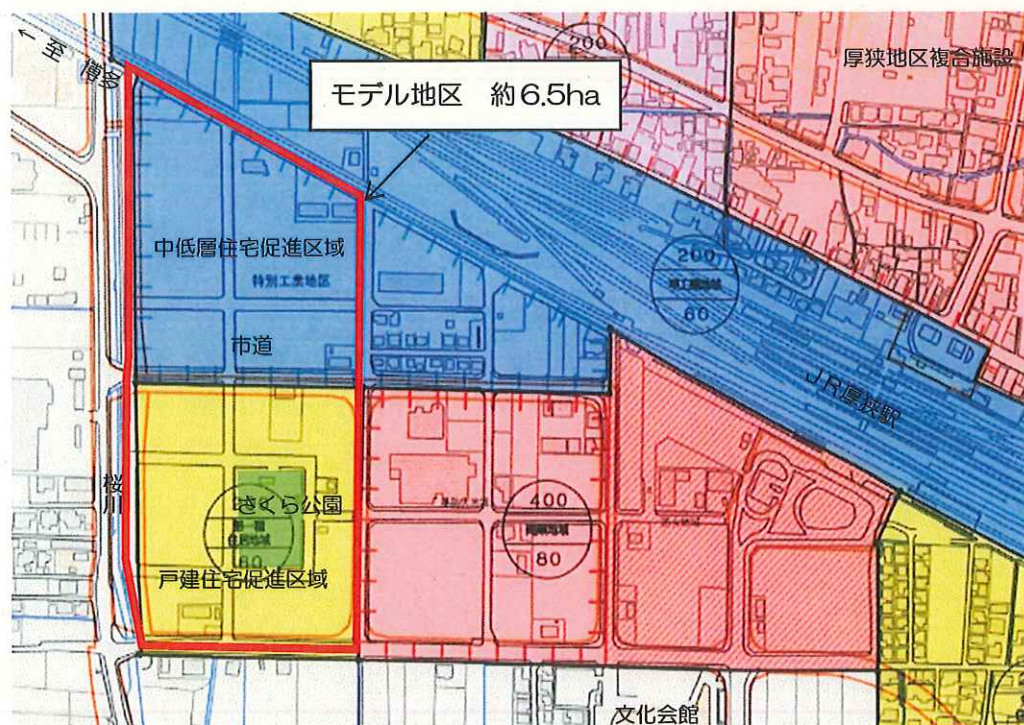


図-4 モデル地区の範囲

### 4-2 モデル事業の取組方針

モデル地区において、水（桜川）と緑（さくら公園）にふれあいながら、快適な暮らしを楽しめるまちづくりを進めます。

取組に当たっては、中央の市道を境に北側の準工業地域を中低層住宅促進区域と位置づけ、子育て世代も入居しやすい中低層の賃貸住宅の誘導を促進します。また、南側の第一種住居地域を戸建住宅促進区域と位置づけ、良好なコミュニティと住環境を持続、発展させるための仕組みとしてコーポラティブ方式を導入した戸建住宅を誘導し、地域全体の市街化を促進します。



#### 4-3 具体的な取組

具体的な取組として、中低層住宅促進区域内においては、子育て世代が安全かつ安心して暮らせる良質な賃貸住宅を誘導するため、公立保育所の整備を進めます。

また、誘導を図るべき良質な賃貸住宅の一つとして公的賃貸住宅の整備を県と連携して進めます。

戸建住宅促進区域内においては、コーポラティブ方式を導入した戸建住宅について優遇策をもって誘導します。また、区域全域において、再生可能エネルギーを有効活用したスマートタウンの実現についての検討を行います。

#### (ア) コーポラティブ方式を導入した戸建住宅の誘導

##### ①背景

近年、核家族化の進展に伴い、地域の連帯感の希薄化、世代間の断絶などが進行する中、地域の住民同士が相互に支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動など、コミュニティの果たす役割が重要となっています。

戸建住宅は個々で完結しますが、コーポラティブ方式は、数軒の戸建てが集まって形成されるまちで、居住者同士が話し合いによって環境ルールや街区設計を行い、街区の中に共有スペースを創出します。その過程において居住者相互の理解とコミュニケーションが促されるとともに、共有スペースは居住者同士が集まったり、子どもたちが安心して遊べる場所となり、入居後の良好な近隣関係が築きやすいといわれています。

##### ②目的

良好なコミュニティを形成する住み良い地域づくりを促進します。

##### ③取組の考え方

コーポラティブ方式による戸建住宅の整備を促進するために地権者説明会を開催するとともに、事業者に対しヒアリングを実施し、事業者を募集します。そのための優遇策を検討し、民間デベロッパー及びコーポラティブ住宅居住者の誘導を図ります。



コーポラティブ方式による戸建住宅の例



## (イ) 公的賃貸住宅の整備

### ①背景

本市の人口は減少傾向が続いていますが、厚狭地区については増加しており、0～14歳の年少人口の増加も見込まれています。

表-1 市全体と厚狭地区の年代別人口推計

		H20	H25	H30	H35	H40	H45
市全体	0～14歳	8,876	8,462	8,113	7,859	7,556	7,020
	15～64歳	40,298	38,003	34,720	32,891	31,566	30,461
	65歳以上	17,075	18,678	20,672	20,588	19,586	18,286
	合計	66,249	65,143	63,505	61,338	58,708	55,767
	人口増減率 (H25=1)		1.00	0.97	0.94	0.90	0.86
厚狭地区	0～14歳	1,394	1,497	1,553	1,594	1,576	1,589
	15～64歳	6,169	6,097	5,899	5,991	6,172	6,296
	65歳以上	2,718	2,999	3,326	3,292	3,179	3,074
	合計	10,281	10,593	10,778	10,877	10,927	10,959
	人口増減率 (H25=1)		1.00	1.02	1.03	1.03	1.03

※厚狭駅周辺まちづくり構想による(コホート変化率法)

本市における公営住宅等の世帯数に対する割合は、厚狭中学校区が4.6%と最も低い状況です。

モデル地区内では、新婚・子育て世帯向けの賃貸住宅が建設され、それが満室になっており、子育て世帯に一定のニーズが見込まれます。

表-2 学校区別公営住宅等の世帯数に対する割合

中学校区	世帯数 (世帯)	管理戸数			世帯数に対する割合 (%)
		市営住宅 (戸)	県営住宅 (戸)	合計 (戸)	
竜王	3,676	116	150	266	7.2
小野田	6,831	601	345	946	13.8
高千帆	8,592	332	180	512	6.0
厚狭	5,724	222	42	264	4.6
厚陽	985	46	0	46	4.7
埴生	2,464	147	0	147	6.0
市全体	28,272	1,464	717	2,181	7.7

※世帯数は、住民基本台帳(平成28年4月1日)で外国人429世帯を除く

### ②目的

公的賃貸住宅を整備することにより、子育て世帯のニーズに対応します。

### ③取組の考え方

中低層住宅促進区域内の公立保育所に近い場所に、子育て世帯に配慮した公的賃貸住宅を県と市が連携して整備します。

なお、整備にあたっては、直接建設だけでなく、PFIや借上げによる手法も含め検討します。



## (ウ) 公立保育所の整備

### ①背景

近年、女性の社会進出や就労形態の多様化、核家族化等の進行により、子育て世代の保育ニーズが多様化するなかで、地域社会全体で子育て世代を支援することが求められています。

現在の山陽地区にある公立保育所(下津保育園、厚陽保育園、津布田保育園、出合保育園)は、いずれも老朽化しています。また、定員割れと定員超過の保育所が混在し、保育士等の配置や施設の維持管理において非効率となっているため、統廃合による保育所の再編を進める必要があります。モデル地区は、統廃合を進める下津保育園と出合保育園のほぼ中間地点に位置します。

### ②目的

地域と密着した保育施設を効率的に整備することによって、子育て支援の機能が強化され、子育てしやすい住みやすい環境が整い、子育て世代の定住と地域コミュニティの形成を促進します。

### ③取組の考え方

中低層住宅促進区域内に、地域との連携交流や子育てに関する相談、園庭開放等、地域に密着した公立保育所を整備します。

## (エ) スマートタウンの実現

### ①背景

近年、市民の意識も省資源・省エネルギー化へと変わってきています。また、平成24年7月から「再生可能エネルギー固定価格買取制度」がスタートし、再生可能エネルギーがより一層注目されてきています。

### ②目的

再生可能エネルギーの有効活用によって、環境への負担を軽減する人や自然にやさしいまちづくりを目指します。

### ③取組の考え方

公立保育所や公的賃貸住宅の建設にあたり、再生可能エネルギーの有効活用を検討します。また、コーポラティブ住宅への活用を促し、地域全体の広がりへと促進します。



## (オ) 緑のネットワークの実現

### ①背景

厚狭地区の市民団体が、JR厚狭駅を中心に商店街や周辺公共施設を緑のネットワークで結ぶ「杜のまち構想」を提案され、空き地を活用したポケットパーク等の整備に取り組んでいます。

### ②目的

歩行者動線において、緑のネットワークを形成し、歩いて楽しい魅力的なまちを目指します。

### ③取組の考え方

桜川沿い遊歩道の植栽や歩道の街路樹を地域住民と協力して適正に管理します。また、歩行者動線の緑化を促進します。

## (カ) 多世代交流拠点の充実

### ①背景

近年、地域の住民同士が相互に支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動など、コミュニティの果たす役割が重要となっています。

### ②目的

子どもから高齢者までの多世代がふれあえる場所を提供することで、世代を超えた地域コミュニティの活性化を図ります。

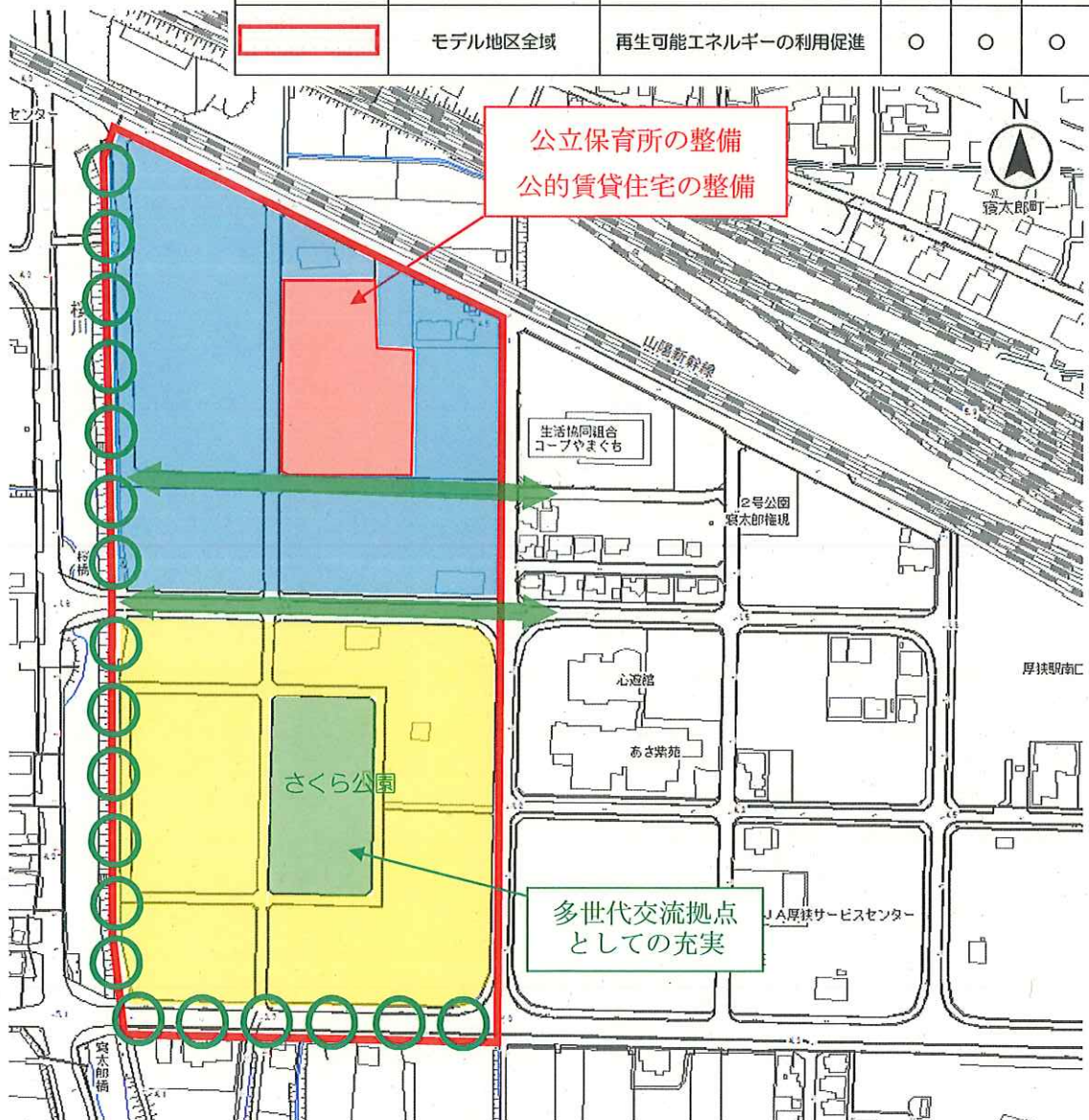
### ③取組の考え方

さくら公園を多世代交流拠点と位置づけ、子どもや高齢者が日常的に集えるように、幼児向け遊具や高齢者が気軽に運動できる健康遊具を検討します。



4-4 具体的な取組概要図

凡例	区域	取組内容	事業主体		
			市	県	民間
[Blue Box]	中低層住宅促進区域	公立保育所の整備	○		
		公的賃貸住宅の整備	○	○	○
[Yellow Box]	戸建住宅促進区域	コーポラティブ戸建住宅の誘導	○		○
[Green Circles & Arrow]	歩行者ネットワーク	緑のネットワークの促進	○		○
[Green Box]	さくら公園	多世代交流拠点としての充実	○		
[Red Box]	モデル地区全域	再生可能エネルギーの利用促進	○	○	○



本基本計画に示す取組は、まちづくりの方向性をまとめたものであり、新たな権利制限を課すものではありません。



## 水道料金改定資料

一般にライフラインと呼ばれている、電気事業、ガス事業、水道事業は、総括原価をベースに料金算定を行っています。以下の表は、総務省統計局が公表している3つの事業の料金を比較したものです。

○平成22年基準消費者物価指数（総務省統計局 中国地方）

平成22年=100

		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
料金 電気	年平均	97.8	99.5	99.3	103.1	104.1	100.0	102.8	106.9	109.2	114.8	114.1
	年度平均	97.8	99.5	99.7	105.1	101.9	99.8	104.3	106.9	110.4	116.2	112.5
料金 ガス	年平均	87.7	94.0	96.0	101.8	100.1	100.0	102.7	106.7	108.9	114.9	110.9
	年度平均	88.8	95.0	97.0	103.2	98.4	100.7	103.7	107.2	110.1	115.5	109.0
道料金 上下水	年平均	99.4	99.9	98.7	99.0	100.0	100.0	100.0	100.2	100.4	102.6	104.5
	年度平均	99.5	100.0	98.1	99.5	100.1	100.0	100.0	100.2	100.5	103.4	104.8

○一般家庭、1カ月当たりの使用料金（総務省統計局 全国版）

単位：円

	2人家族			3人家族			4人家族		
	25年	26年	27年	25年	26年	27年	25年	26年	27年
電気料金	9,275	9,830	9,763	10,849	11,406	11,296	11,819	12,152	11,843
ガス料金	4,858	5,125	5,006	5,888	6,083	6,064	6,015	6,190	6,115
上下水道料金	4,146	4,133	4,222	5,250	5,230	5,326	5,900	5,904	5,978

※平成22年基準消費者物価指数をみると、事業別料金を比較した場合、上下水道料金は他の事業より値上げ幅は少ないです。

※一般家庭の料金を比較しても、上下水道料金は、他の事業より割安感があります。



## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路行政に関すること</li> <li>・ 商業の振興に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚狭駅前・セメント町地区の活性化について</li> <li>(2) 地元企業、商店の活用、空き店舗対策について</li> <li>(3) 小野田駅前地区の整備促進について</li> <li>(4) プレミアム付商品券及び地域通貨について</li> </ul> </li> <li>・ 公共交通に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) デマンド交通システムについて</li> <li>(2) J R美祢線・小野田線、並びに新幹線厚狭駅の 利用促進について</li> <li>(3) 駐車場事業について</li> <li>(4) 地域公共交通計画について</li> </ul> </li> <li>・ コンパクトシティ事業に関すること</li> <li>・ 観光行政に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交流、観光施設を利用したまちづくりについて</li> <li>(2) 観光資源の有効利用について</li> </ul> </li> <li>・ 企業誘致に関すること</li> <li>・ 中小企業振興に関すること</li> <li>・ 農林水産に関すること</li> <li>・ 水道事業に関すること</li> <li>・ 下水道事業に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道認可区域について</li> </ul> </li> </ul>	平成29年3月 定例会前日まで 継続して閉会中 調査する